

静岡市雇用対策に関する協定書

静岡市(以下「市」という。)及び静岡労働局(以下「労働局」という。)は、静岡地域における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、次のとおり「静岡市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市が行う雇用創出による地域活性化その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策が密接な関連のもと、一体的に実施されるよう、市と労働局における連携・協力の内容等を定め、もって静岡市の雇用対策を推進することを目的とする。

(取組内容)

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組の内容及び実施方法について、毎年度「静岡市雇用対策協定に基づく事業計画」に定めるものとする。

(要請)

第3条 市長及び労働局長は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に關して相互に要請することができるものとし、当該要請があった場合は、それぞれ誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

(運営協議会)

第5条 市及び労働局は、雇用対策の進捗状況の把握、全体調整等、本協定の取組を推進するため運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

(その他)

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の定めについて変更する必要が生じた場合は、市及び労働局は協議の上、決定するものとする。

(施行日)

第7条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、静岡市長及び静岡労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 4月15日

静岡市長

田辺信宏

静岡労働局長

石丸哲也